

令和5年1月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたのでお知らせします。加盟・登録団体等に対しても周知いただきますようお願いします。

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
公益財団法人日本スポーツ協会  
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中  
公益財団法人日本パラスポーツ協会  
各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）

令和5年1月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたのでお知らせします。

各スポーツ団体等におかれましては、これらの内容について御了知いただき、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施いただくとともに、加盟・登録団体等に対しても周知いただきますようお願いします。

添付資料

1. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について  
(令和5年1月27日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)
2. 新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更等に関する対応方針について  
(令和5年1月27日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室決定)
3. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
(令和3年11月19日(令和5年1月27日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更(令和5年1月27日)(新旧対照表)
5. 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について  
(令和5年1月27日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)
6. イベント開催等における感染防止安全計画等について(改訂その9)  
(令和5年1月27日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)

【連絡先】

スポーツ庁政策課企画係 電話：03-5253-4111(内線：3780、3791) メール：[sseisaku@mext.go.jp](mailto:sseisaku@mext.go.jp)